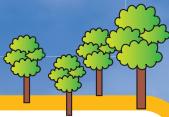


2017年4月～
メンテナンスが
義務化
されました！

太陽光発電設備 保守点検のご案内



2017年4月1日より「改正FIT法」施行により
メンテナンスが義務化されました！

「安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。」が義務付けられました。

固定価格買取制度(FIT)による **全ての太陽光発電設備が対象** です。



長く安心して発電を維持するためにも メンテナンスは必要です！

- 特に、産業用太陽光発電設備などの大きな発電所になりますと、知らない間に、発電量が減少していた、パワーコンディショナが故障していた、などがあると多大な損失につながります。
- 設置頂いた太陽光発電設備を有資格者が定期的に点検することで、システムの安全性、発電性能を維持し、不具合が見つかった場合には、改修およびメンテナンス等のご提案をさせて頂きます。



必要なのは「日常点検」+「定期点検」

Q 日常点検

日頃の目視点検、発電量の確認など。発電事業者様にて確認頂くのが一般的です。

Q 定期点検

当社ではガイドラインに沿った定期点検を承っております。普段はなかなか難しい電気設備の確認まで行うので安心です。点検後は、レポートにてご報告致します。



主な点検内容

- 目視による点検
(架台、モジュールの汚れ、ケーブルの損傷、各機器の破損の有無など)
- 絶縁抵抗測定、開放電圧測定

- I-V測定
- インピーダンス測定
- パルス印加測定
- サーモグラフィー測定



サーモグラフィー測定の様子



I-V測定の様子